

<報道発表資料>

令和7年7月31日
京都市会事務局調査課

京都市会議員の請負状況の公表

「京都市会議員の請負の状況の公表に関する条例」に基づき、該当する請負契約（※）がある議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対し前年度の請負状況を報告することとなっています。

令和6年度分の請負状況について、議員から議長に対し報告はありませんでした。

※ 京都市との請負契約であって、以下の①又は②に該当する契約

- ① 議員個人（個人事業主である場合を含む。）がする請負契約
- ② 議員がその支配人*である個人事業主がする請負契約

* 個人事業主から選任され、一切の権限を持って当該営業所で営業を行う者（要商業登記）

<お問合せ先>

京都市会事務局調査課

電話：075-222-3697